

## 消費生活センターにご相談ください

### 消費豆知識⑧

#### ○「ロト6」の当選番号教えま す「詐欺

突然、「会員になれば、ロト6の当選番号を事前に教える」という電話がかかってきた。「当選番号を言うから、明日の新聞で確認してみてください」と言われ、翌朝の新聞を見たところ、当たっていたのですっかり信用してしまつた。会員になるため、審査費用1万円を指定口座に振り込み、「宝くじが当たった」という将来の夢を書いた作文をファックスで送った。後日、情報料として350万円かかるという聞き、あまりに高額だったので不安になった。払っても大丈夫だろうか、という相談が寄せられています。

これは、「ロト6」などの宝くじの当選番号を事前に教えるのと引き換えに、高額な情報料や預託金を要求される詐欺で、他にも「くじで使う出玉」のチップを埋め込んでいるのだから、自由に数字が出せる」と説明を

れ、信用してしまつたケースもあります。

数字選択式宝くじの抽選は、毎週月曜から金曜の夕方に行われ、インターネットで生中継されます。抽選結果が翌朝の新聞に掲載されるまでの時間差を利用して消費者をだますのが、この詐欺の手口です。

宝くじの抽選は厳正、公正に行われ、宝くじの抽選を操ることや、抽選結果が事前に分かることは絶対にありませぬ。

・うまい話には耳を貸さず、お金は絶対にお問ひ合わせください。

#### ▼相談日時

月～金曜日(年末年始を除く)

午前9時～正午、午後1時～4時

#### ▼相談場所

上三川町消費生活センター

(産業振興課内)

#### ▼相談専用電話番号

上三川町消費生活センター

☎(56) 9153

## 皆さんのご意見等を町政に反映させませんか？ パブリックコメント(町民意見等の募集)を実施します。 「上三川町第2期食育推進計画(素案)」

町では、町民一人ひとりが心身ともに健全な食生活を送ることができるよう、平成20年3月に「上三川町食育推進計画」を策定しました。第1期(平成20年度～25年度)の計画期間の終了に伴い、平成25年度に第1期計画期間の評価と課題を踏まえ見直しを行い、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくことを目的に「上三川町第2期食育推進計画(平成26年度～30年度)」を策定します。

このたび、第2期食育推進計画(素案)を作成しましたので、広く町民の皆さまからのご意見等を募集します。お寄せいただいたご意見等は、内容ごとに整理・分類した上で、これに対する町の考え方を付けて公表します。個々のご意見等に対して直接回答はしませんので、あらかじめご了承ください。

▼公表する資料名「上三川町第2期食育推進計画(素案)」

▼資料の閲覧期間「1月14日(火)～2月14日(金)午後5時まで」

▼資料の閲覧方法「町のホームページに掲載するほか、役場町民ホー

ル、役場健康課窓口(土日祝日を除く)、中央公民館(休館日を除く)で閲覧いただけます。

▼ご意見等の提出期間「1月14日(火)～2月14日(金)午後5時必着」  
▼ご意見等を提出できる方「町内に居住、通勤・通学する方、本町に納税義務を有する個人・法人等、その他本計画の利害関係者」

▼ご意見等の提出方法「ご意見提出にかかる詳細については、閲覧窓口や町ホームページによる掲載にてお知らせします。

※なお、ご意見等は口頭、電話では受けられません。

▼問い合わせ先「健康課 成人健康係」  
☎(56) 9133



## 軽油引取税に係る農業用免税証の交付申請

平成26年分農業用免税証の交付申請を次のとおり受付します。

### ●受付日時及び場所

期 日:2月4日(火) 上三川地区・明治地区のうち多功及び天神町  
2月5日(水) 本郷地区・明治地区(多功及び天神町を除く)  
時 間:午前9時30分～午後3時(正午～午後1時までは昼休み)  
場 所:役場3階 大会議室

### ●持参するもの

- (1)新規申請の方
- ・印かん
  - ・農業委員会が発行する耕作証明書
  - ・作付け内容や使用機械を記入した書面(メモ等)
  - ・栃木県収入証紙(420円分)
- (2)新規申請以外の方
- ・免税軽油使用者証
  - ・印かん
  - ・免税軽油の引取り等に係る報告書  
(納品書・請求書又は領収書を持参。納品書等は、確認後に返却します。)
  - ・栃木県収入証紙(420円分・・・免税軽油使用者証が今回更新の方のみ)



### ●免税証の交付

- 前年度の申請内容に変更のない方  
→書類に不備がない場合、申請日に即日交付します。
- 新規申請の方  
→後日、農業委員会の窓口での受取となります。
- 数量変更の方(追加交付分)  
→後日、県税事務所の窓口での受取となります。



### 注意事項

- ・上記の受付期日に都合のつかない方は、2月17日(月)～21日(金)の間に、栃木県河内庁舎で受付してください。  
【受付時間:午前8時30分～11時30分及び午後1時～4時30分】
- ・新規申請及び数量計算希望の方を除き、耕作証明書の添付は不要です。
- ・納品書・請求書又は領収書を忘れた場合、免税証の即日交付はできません。  
紛失した場合は、必ず購入店で販売証明書の交付を受け、持参してください。

※耕作証明書の発行を代理人に依頼する場合は、委任状が必要となります。

▶問い合わせ先＝栃木県宇都宮県税事務所 課税課 ☎028(626)3018  
農業委員会事務局 ☎(56)9166